

農業委員会だより

お知らせ

■農業委員会総会

農業委員会への各種申請の締め切りは、毎月**10日**です。総会は**25日**を定例としておりますが、休日に重なる時は前後の平日に開催します。

■農地のことについて

○農地の転用や権利移動には、農業委員会の許可が必要です。また、農地の取得や貸借には、取得後の耕作面積が50アールを超えないと、特別な場合を除き許可が下りません。

○農地の相続時には、権利移転登記をして、農業委員会に届け出て下さい。相続未登記により権利関係が複雑になると、担い手の利用集積や補助事業の導入に支障を及ぼすことになります。

■耕作証明について

耕作証明は、農地台帳に基づきその世帯で耕作している農地面積の証明を発行します。みなし貸借による農地については、証明される面積に含まれません。**農業委員会を通して貸借をしましょう。**

■賃借料情報

10アールあたり賃借料（畑）

平成29年実績

区分名	基盤整備地区	未整備地区
平均額	18,700円	18,400円
最高額	22,800円	23,500円
最低額	7,500円	9,200円
データ数	370	512

■農地中間管理事業について

安心できる農地の貸し借りとして、農地中間管理事業を推進しています。

農地の所有者から公的な機関である農地中間管理機構がいったん借り受け、地域の耕作者に貸し付ける制度となっており、賃借料は機構から所有者へ毎年、決まった時期にお支払いします。

また、耕作者の方は、複数の所有者との契約であっても賃借料の支払いを機構に一本化できます。

10年以上機構へ農地を貸し付けると、固定資産税の軽減を受けられる場合や農業をリタイアする方や地域での取組に対して、協力金を受けられる場合もありますので、農業委員会にご相談ください。

■農業者年金に加入しませんか

- ・年間60日以上農業に従事する国民年金の第1号被保険者で、20歳以上60歳未満の方なら誰でも加入できます。
- ・掛け金は、月2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の変更ができます。
- ・お得なポイント
 - ①終身年金で80歳までの保証付きです。
 - ②認定農業者で青色申告している35歳未満の方には、国から月額1万円の保険料補助があります。
 - ③保険料の全額が社会保険料の控除の対象となります。

■農地借りたい・貸したいアンケートについて

平成30年4月から各地区の農業委員が農家への戸別訪問を行い「農地借りたい・貸したいアンケート」により農地に関する意向確認を実施しています。このアンケートで得られた情報は、担い手への農地集積・集約化、地域営農の維持・向上のために有効利用されますので、農業委員が訪問した際には、ご協力をお願いします。

■全国農業新聞の普及推進

農業者への農業技術・農業経営及び農業情報の提供のため、全国農業新聞の普及・推進を行っています。購読については農業委員会へお申し込み下さい。

(毎週金曜日発行 購読料 700円/月〔送料・税込み〕)

■ 8. 1 調査・農地パトロール（利用状況調査）月間

7月下旬～9月にかけて農地の利用状況調査を実施します。調査は ①地域の農地利用の総点検、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導と違反転用発生防止および早期発見・是正対策 等について重点的に取り組むことを目標としています。また、各字集会場において8. 1 調査を実施します。農家の皆様のご協力をお願いします。

様々な政策

■平成29年度から遊休農地の課税が強化されています。

・対象となる農地

農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象（協議の勧告は、利用意向調査において、自ら耕作や機構への貸付の意思表示をせず、遊休農地を放置している場合に限定される。）

・課税強化の手法

通常の農地の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、遊休農地については、0.55を乗じないこととする。（結果的に1.8倍になる）

【お問合せ先】

知名町農業委員会事務局

〒891-9295

鹿児島県大島郡知名町知名307番地（知名町役場内）

電話：0997-84-3165 FAX：0997-93-2060

E-mail：china14@town.china.lg.jp